

半田市感震ブレーカー（簡易タイプ）設置費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民の生命、身体及び財産を地震による火災から保護するため、感震ブレーカー（簡易タイプ）の設置を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、「感震ブレーカー（簡易タイプ）」とは、地震発生時に、電気に起因する出火を防ぐため、地震の揺れによる重りの落下やバネの反発によりブレーカースイッチを切り電気を遮断する器具であり、取付けにあたり電気工事の不要のものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 半田市地域防災計画の資料編別表第72に定める火災の延焼拡大するおそれのある地域の居住者及び当該居住者が居住する住宅の建物所有者
- （2） 65歳以上の高齢者のみの世帯に属する者及び当該世帯が居住する住宅の建物所有者
- （3） 半田市心身障がい者手当支給条例（昭和48年半田市条例第16号）第2条に規定する心身障がい者のいる世帯に属する者及び当該世帯が居住する住宅の建物所有者
- （4） 半田市遺児手当支給条例（昭和49年半田市条例第22号）第2条に規定する遺児を養育している世帯に属する者及び当該世帯が居住する住宅の建物所有者
- （5） その他市長が特に必要と認めた者

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、感震ブレーカー（簡易タイプ）の購入に要した費用とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、1,000円とする。ただし、器具の購入費が1,000円未満の場合はその額とし、100円未満の端数のあるときはこれを切り捨てるものとする。

(交付の申請及び補助金の請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、半田市感震ブレーカー（簡易タイプ）設置費補助金交付申請書兼請求書（様式第1。以下「申請書兼請求書」という。）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等購入に要した金額を証明する書類の原本
- (2) 設置前及び設置完了後の写真
- (3) その他市長が必要と求める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、半田市感震ブレーカー（簡易タイプ）設置費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を行ったときは、速やかに交付の決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）に補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第9条 市長は、補助決定者が虚偽その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第6条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

(申請者) 住所
氏名
電話

半田市感震ブレイカー(簡易タイプ)設置費補助金 交付申請書兼請求書

感震ブレイカー(簡易タイプ)の設置について補助金の交付を受けたいので、半田市感震ブレイカー(簡易タイプ)設置費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

交 付 申 請 額	金	円
-----------	---	---

感震ブレイカー設置建物の所在地		
購入・設置製品	メーカー名	
	製品名・品番	
購入に要した金額		円
添付資料（裏面に貼付け）		① 購入に要した金額を証明する書類の原本（領収書等） ② 設置前及び設置完了後の写真

次のとおり半田市感震ブレイカー(簡易タイプ)設置費補助金を請求します。

請 求 額	金	円
-------	---	---

【補助金振込先】

金融機関名	口座種別	口座番号
銀行 信用金庫 農協	普通 ・ 当座	
(フリガナ)		
口座名義人		

※記入誤り・記入漏れのないよう通帳の記載どおり確実にご記入ください。

【購入に要した金額を証明する書類の原本（領収書等）】

（貼付け）

【設置前の写真】

（貼付け）

【設置完了後の写真】

（貼付け）

第 号
年 月 日

様

半田市長

**半田市感震ブレーカー(簡易タイプ)設置費補助金
交付決定通知書**

年 月 日付で申請のありました半田市感震ブレーカー(簡易タイプ)設置費補助金について、半田市感震ブレーカー(簡易タイプ)設置費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

交 付 金 額	金 円
---------	-----